

地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）における「生産性向上に向けたフォローアップ手順」の整理について

（背景・目的）

持続可能な地域交通ネットワークの形成を図るため、平成30年度事業（平成29年10月～平成30年9月）より、生産性向上の取組を実施しており、事業者の皆様には「収支改善率1%」を効果目標として、ご努力いただいているところです。

平成31年度の予算編成過程において、生産性向上に向けたフォローアップに関する検討がなされ、今般これまで事務連絡等で順次お伝えしてきた取組内容を下記のとおり整理しました。

各事業者の皆様におかれましては、平成32年度事業（平成31年10月～平成32年9月）以降においても、下記の手順を適切に実施し、収支改善に向けたご努力をお願いします。

（生産性向上に向けたフォローアップ手順）

1. 定量的な効果目標（原則収支改善率1%以上）を設定いただきます。
2. 目標達成に向けた具体的な取り組みの内容を「生活交通確保維持改善計画」に記載いただきます。
3. 目標達成を目指し、継続的に取り組みを実施いただき、毎年度その効果を評価いただきます。

（運輸局は取り組みの実施状況に応じ、適宜助言を行います。）

【取り組みの評価方法】

- ① 取り組みの結果、前年度以上の収支率となった場合は、引き続き目標の達成を目指し、取り組みを継続いただきます。
- ② 一方、1年目、2年目と、2年間連続して収支率の改善がみられなかった場合（燃料高騰等のやむを得ない外的要因による場合を除く。以下同じ。）は、地域の関係者と連携・協力のうえ改善計画^{※1}を策定いただきます。
- ③ さらに、3年目においても収支率の改善がみられない場合は、当該改善計画に基づき集中的な取り組みを実施していただきます。
- ④ これらの取組により、次のいずれかに該当しない限り、引き続き補助の対象となります。
 - ・ 改善計画を策定しない場合
 - ・ 改善計画に定められた目標を達成できない理由が、燃料高騰等のやむを得ない外的要因により説明できない場合（維持が特に困難な系統^{※2}を除く）

※1 改善計画：これまでの取り組みに加え、さらに収支改善に向けた集中的な取り組み内容を記載した計画

※2 維持が特に困難な系統：「経常費用の9/20上限のカットを受ける系統」や「輸送量カットを受ける系統」